

公益財団法人文楽協会 ご寄付のお願い

<ご寄付について>

公益財団法人 文楽協会は人形浄瑠璃文楽（以下「文楽」という。）の保存及び普及に関する事業を行い、わが国文化の振興に寄与することを目的に活動しております。

文楽協会の活動にご賛同いただき、更なる普及促進の為に寄付のご協力をお願いいたします。

< 寄付金の使用用途 >

文楽の保存を目的として、公益目的事業(*1)に使用させていただきます。

(*1): わが国の伝統芸能である文楽の保存及び普及をはかるための文楽公演、
伝承、後継者育成、普及啓発事業。

<公益財団法人への寄附に対する税制優遇措置について>

- ・ 所得税控除と住民税控除（※対象地域のみ）の適用があります。
- ・ 寄附金控除の適用を受けるには確定申告が必要です。寄付金が入金されたことを確認した後、当協会より「寄付金受領証明書」を送付させていただきますので、確定申告時にご提出ください。

※都道府県民税および市町村税が控除対象となるかは居住地により異なります。詳しくはお住まいの各市町村へお問い合わせください。

※税制度の詳細や個別申告につきましては、お近くの国税局または税務署にお問い合わせください。

○本件に関する問い合わせ先

公益財団法人 文楽協会

寄付事務局

電話 (06) 6210-1025

平日9時30分～12時、13時～17時

以上